

## 関連提言及び団体からの意見

### 1. 基本的な認識

#### <関連提言>

- ✓ 新公益法人制度の発足から 10 年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの在り方等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。(経済財政運営と改革の基本方針 2019)
- ✓ 学校法人のガバナンスについては、公益法人や社会福祉法人等と比較しても、役員の業務執行を監督する仕組みが十分でないことなど、依然として多数の課題が残されている状況にある。(自由民主党行政改革推進本部公益法人等のガバナンス改革検討チーム)

#### <団体からの意見>

- ✓ これまでの法改正やガバナンス・コードの取組により、私立学校の特性を踏まえながら、公益財団法人と同等以上のガバナンスが確保された制度となっている。(日本私立大学協会)
- ✓ 学校法人には公益法人・社会福祉法人と異なる沿革・有用性があり、単に横並びのガバナンス論は望ましくない。(日本私立大学連盟、日本私立大学協会)
- ✓ 学校法人の攻めのガバナンスの目的となるリスクテイクは、永続性担保の観点で株式会社と異なる。守りのガバナンスの防御手段は、議事録など法令で定めずとも自主的・自律的な取組を促す必要。(日本私立大学連盟)
- ✓ 私立大学法人のガバナンスの検討には、個々の法人の自律的な運営に基づく、私立大学教育の多様性の担保の視点が不可欠。(日本私立大学連盟)
- ✓ 新たな学問分野の開拓、組織再編など大学の発展に取り組む場合、各大学の歴史、沿革、組織構成等は全く異なり、多様性の担保・自律性の向上により実現されるべき。(日本私立大学連盟)
- ✓ 法令により一律の取組を課すのではなく、社会通念に沿いつつ、各大学の目的に適したガバナンス体制をカスタマイズできることが私立大学の健全な発展に必要。(日本私立大学連盟)
- ✓ 令和元年改正が施行されたばかりであり、5年程度の検証期間が必要。(日本私立短期大学協会)
- ✓ 私立大学法人の経営判断の評価は、ある時期の定量的な評価だけでなく、定性的かつ学生が在籍する 8 年間の評価が必要。(日本私立大学連盟)
- ✓ 役員や評議員の非民主的な選出が許容され、理事長・理事会をチェックする評議員会・監事・情報開示の仕組みが脆弱であるため、理事長・理事会が合法的に絶大な権限を持てるのが、不祥事の原因。(日本私立大学教職員組合連合)
- ✓ 短大には、入学定員が 100 人程度の小規模な単一学科もあり、最低数の理事しかいない法人も多く、小規模法人に対する配慮が必要。(日本私立短期大学協会)

### 2. 学校法人のガバナンスの発揮に向けた取組の方向性

#### (1) 評議員・評議員会の職務等

#### <関連提言>

- ✓ 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事が繰り返されることのないよう、より実効性のある措置について速やかに検討すること。(衆議院文部科学委員会)
- ✓ 学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能

が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講じること。(衆議院文部科学委員会)

- ✓ 学校法人における評議員会の位置付けを、法人運営に関する一定の事項について意見表明を行う諮問機関から、定款の変更などの重要事項を決議する議決機関へと変更すること。そのほか、学校法人における評議員会及び評議員の権限や義務、評議員の選解任、評議員会招集手続や議事録の作成義務その他の定めを、上記3. の提言内容を導入した後の公益財団法人における定めと同水準の内容になるように変更すること。(自由民主党行政改革推進本部公益法人等のガバナンス改革検討チーム)
- ✓ 公益法人は、公益目的事業を通じて社会における公益を増進することが期待され、税制優遇も認められていることから、一般社団法人や一般財団法人と比べより高い水準の自律的なガバナンスが求められている。このような公益法人にあって、社員総会と評議員会がいずれも、業務執行の牽制・監督という同様の役割を担う以上、社員と評議員との間には上記のような性格上の差異があることを踏まえつつ、公益財団法人の評議員にも、公益社団法人の社員と同様に、役員等の責任追及の訴えを提起することができる権限が付与される方向で検討すべきである。(公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議)

1

## 2 ①評議員会の基本的な職務

<団体からの意見>

- ✓ 評議員会を学校法人の重要事項に関する議決機関とすべき。(日本私立大学教職員組合連合)
- ✓ 閉校を前提とした募集停止は、評議員会の議決事項とすべき。(日本私立大学教職員組合連合)
- ✓ 役員報酬・退職金基準は、寄附行為で定めるか、評議員会の決議によるべき。(日本私立大学教職員組合連合)
- ✓ 諮問機関として学校運営を支え発展してきた経緯があり、99%が諮問機関として運営管理されている。(日本私立大学協会)
- ✓ 評議員会の同意事項が7から9項目に引き上げられ、評議員会機能の実質化が図られている。(日本私立大学協会)
- ✓ 現行のガバナンス体制でも、理事・理事長に対する様々なチェック機能が担保されている。(日本私立大学連盟)
- ✓ 設立時の寄附行為の目指す教育の理念の実現を担保するため、現在の評議員会の機能が適切。(日本私立短期大学協会)
- ✓ 各大学の歴史や実態を踏まえ、自主性・多様性を尊重し無用の混乱を防止するため、現行法のとおり評議員会の位置付けを諮問機関か議決機関か選択できる形がよい。(日本私立大学協会)
- ✓ 法令により一律の取組を課すのではなく、社会通念に沿いつつ、各大学の目的に適したガバナンス体制をカスタマイズできることが私立大学の健全な発展に必要。(日本私立大学連盟)【再掲】
- ✓ 評議員会においては、理事会の意思決定のチェックのほか、運営に携わる者と様々な関係者が多様な観点で議論することが重要。(日本私立大学協会)
- ✓ 責任あるところに権限があるというガバナンスの根本原則から、理事会を中心に迅速に意思決定を行う構造を維持すべき。(日本私立大学連盟)
- ✓ 役員や評議員の非民主的な選出が許容され、理事長・理事会をチェックする評議員会・監事・情報開示の仕組みが脆弱であるため、理事長・理事会が合法的に絶大な権限を持てるのが、不祥事の原因。(日本私立大学連盟)【再掲】
- ✓ ガバナンスには法人自らの自律性が重要であり、教職員の理解と現場の声が不可欠。理事の選任や評議員会の機能の検討に際し、目的や使命の違いを踏まえず他の法人との横並びを理由にすべきでない。(日本私立大学連盟)
- ✓ 評議員会への財政書類の謄本の提出を明記すべき。評議員の会計帳簿の閲覧・写しの交付の請求権を定めるべき。(日本私立大学教職員組合連合)

3

## 4 ②役員を選解任の在り方

<団体からの意見>

- ✓ 校長理事・充て職理事を除き、理事は評議員会で選任すべき。(日本私立大学教職員組合連合)
- ✓ 監事・会計監査人は評議員会で選任すべき。(日本私立大学教職員組合連合)
- ✓ 校長理事・充て職理事を除き、役員・会計監査人が職務上の義務違反をしたとき等は、評議員会で解

任できるようにすべき。(日本私立大学教職員組合連合)

- ✓ 評議員理事は、多くの大学で評議員会が選任している。(日本私立大学協会)
- ✓ ガバナンスには法人自らの自律性が重要であり、教職員の理解と現場の声が不可欠。理事の選任や評議員会の機能の検討に際し、目的や使命の違いを踏まえず他の法人との横並びを理由にすべきでない。(日本私立大学連盟)【再掲】
- ✓ 改革を進めスピード感を持って意思決定できる体制を整えるため、理事の選任は、最終的に最高意思決定機関の理事会の権限と責任で行われるべき。(日本私立大学協会)
- ✓ 評議員に理事の違法行為の差止請求権を付与すべき。(日本私立大学教職員組合連合)
- ✓ 役員が法人に重大な損害を発生させた場合、他の役員・評議員が役員の責任追及の訴えを起こせる仕組みをつくるべき。(日本私立大学教職員組合連合)

1

## 2 ③評議員の在り方

<団体からの意見>

- ✓ 評議員の総数は理事定数の2倍超4倍未満とし、評議員会の構成について、教職員を4割以上、卒業生・学識経験者をそれぞれ3割以下とすべき。(日本私立大学教職員組合連合)
- ✓ 学納金を拠出して学位を取得し社会で活躍する学生と株主とは、法人に対する関係性が全く異なる。(日本私立大学連盟)
- ✓ 自社株式の付与のようなインセンティブがなく、教職員や卒業生以外の学外の理事・評議員の確保に困難がある。(日本私立大学連盟)
- ✓ 理事が評議員を兼任することを引き続き認め、評議員の意見を引き出す運用の工夫で改善すべき。(日本私立大学協会)
- ✓ 理事が評議員を兼職することを禁止すべき。(日本私立大学教職員組合連合)
- ✓ 評議員の選任は、実態として、理事会が指名しているよりは、投票などで選ばれた者を理事会が追認していることが多い。(日本私立大学協会)
- ✓ 理事の選任などを評議員が行う大学では、評議員の選任過程の透明化を図ることと選任の仕組みを選択できることが重要。(日本私立大学連盟)
- ✓ 評議員の選任は、理事会・理事長の指名でなく、民主的手続によるべき。(日本私立大学教職員組合連合)

3

## 4 (2) 役員の職務等

<関連提言>

- ✓ 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事が繰り返されることのないよう、より実効性のある措置について速やかに検討すること。(衆議院文部科学委員会)【再掲】
- ✓ 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、理事長又は理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討を行い、必要な措置を講じること。(衆議院文部科学委員会)
- ✓ 学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講じること。(衆議院文部科学委員会)【再掲】
- ✓ 代表理事等による職務執行を理事会及び監事が実効的に監督・監査できる仕組みを整備するため、理事及び理事会並びに監事の権限や義務、代表理事の選解任、理事会招集手続や議事録の作成義務その他の定めを、上記3.の提言内容を導入した後の公益財団法人における同様の定めと同水準の内容になるように変更すること。(自由民主党行政改革推進本部公益法人等のガバナンス改革検討チーム)
- ✓ 公益法人が、その内部の牽制機能を高め、ガバナンスを効かせた運営や事業活動を行う方策としては、業務執行への牽制・監督・監査の機能を担う理事、監事及び評議員のうち、それぞれ、少なくとも一人については、法人外部の人材から選任することが有効であり、法制上の措置としては、この点を公益認定基準の一つに追加することも一案と考えられる。(略)また、いかなる人材であれば「法人外部の人材」

と言えるかについては、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の理事又は監事に係る規定（第 38 条第 5 項）や会社法の社外取締役の定義（第 2 条第 15 号）、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」（平成 19 年 11 月 1 日）やスポーツ庁の「スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉」（令和元年 6 月 10 日）も参考に検討すべきである。（公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議）

1

## 2 ①理事会におけるモニタリング強化

＜団体からの意見＞

- ✓ 現状でも理事・理事長に対する様々なチェック機能が担保されている。（日本私立大学連盟）【再掲】
- ✓ 自社株式の付与のようなインセンティブがなく、教職員や卒業生以外の学外の理事・評議員の確保に困難がある。（日本私立大学連盟）【再掲】
- ✓ 理事の過半数の出席を下回る定足数の寄附行為の定めを禁止すべき。書面での意思表示による議決について、厳格な要件を課すべき。（日本私立大学教職員組合連合）
- ✓ 理事の個々の報酬を明らかにするよう、役員報酬支給基準の参考例を改正すべき。（日本私立大学教職員組合連合）

3

## 4 ②監事の独立性の強化

＜団体からの意見＞

- ✓ 監事のうち 1 名は設置学校の教職員の兼任を認めるべき。（日本私立大学教職員組合連合）
- ✓ 監事が不正行為等を発見したときに、所轄庁・理事会・評議員会の全てに報告することを義務付けるべき。（日本私立大学教職員組合連合）
- ✓ 役員が法人に重大な損害を発生させた場合、他の役員・評議員が役員の責任追及の訴えを起こせる仕組みをつくるべき。（日本私立大学教職員組合連合）
- ✓ 監事の個々の報酬を明らかにするよう、役員報酬支給基準の参考例を改正すべき。（日本私立大学教職員組合連合）

5

## 6 (3) 監査体制の徹底

＜関連提言＞

- ✓ 現在、私立学校振興助成法に基づき行われている会計監査人による監査については、学校法人の財務情報の信頼性に第三者保証を与えるとの観点から、私学助成の有無にかかわらず行うこととし、私立学校法に根拠規定を移すことを検討すべきである。（大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会）
- ✓ 公益財団法人と同様の会計監査人制度を設けた上で、一定規模以上の学校法人に会計監査人の設置を義務付けること。会計監査人の設置の義務付けの基準については、学校法人が、その事業の性質上、公益法人や社会福祉法人と比べて事業の規模が大きくなる傾向があり、これらの法人と同等の設置基準とした場合には学校法人の監査費用の負担能力や監査の受入れ態勢に鑑みて現実的でない結果を招く恐れがあること、および株式会社においては大会社（資本金 5 億円以上又は負債 200 億円以上の会社）について会計監査人の設置義務が課されていることなども考慮した基準を設定することが考えられる。（自由民主党行政改革推進本部公益法人等のガバナンス改革検討チーム）

7

＜団体からの意見＞

- ✓ 内部監査組織を設置する会員が 8 割強あり、監事・会計監査人・内部監査組織の 3 様監査の充実に努めている。（日本私立大学連盟）
- ✓ 学校法人会計基準による会計処理と会計監査人による監査を全ての学校法人に義務付けるべき。（日本私立大学教職員組合連合）

8

## 9 (4) ガバナンスの自律性と透明性の確保

<関連提言>

- ✓ 上記のような法令に基づくルールベースのガバナンス改革に加えて、実効的な公益法人のガバナンスの実現に資する主要な原則（役職員に対するコンプライアンス教育の実施や内部通報制度の整備、評議員選任プロセスのあり方などの内容を含む。）を取りまとめた、プリンシプルベースの行動準則（学校法人ガバナンス・コード）の策定を推進すること。学校法人ガバナンス・コードは、可能な限り学校法人関係者は学識者、法曹実務家等が中心となって取りまとめ、民間における自主基準として策定されることが望ましい。なお、学校法人ガバナンス・コードの策定は、本提言に基づき私立学校法の改正によりルールベースのガバナンス改革が実施されることが前提であり、私立学校法に定めるべきガバナンスの仕組みを学校法人ガバナンス・コードに定めることで代替することは現に慎まなければならない。（自由民主党行政改革推進本部公益法人等のガバナンス改革検討チーム）

1

<団体からの意見>

- ✓ 教育研究の質的向上と持続的発展、教育研究の多様性、自主性・自律性をもったガバナンス体制と運営の適正性・透明性が不可欠との認識から、ガバナンス・コードを策定した。（日本私立大学連盟）
- ✓ ガバナンス・コードの遵守原則の遵守状況の点検・確認の進捗状況、遵守取組の改善、重点事項・実施項目の取組状況について、アンケートを実施中。（日本私立大学連盟）
- ✓ ガバナンス・コードの役割の整理や検証に関する国の指針が必要。（日本私立短期大学協会）
- ✓ 今後、各大学のガバナンス・コードの策定・浸透が進んだ段階で、コンプライ・オア・エクスプレイン方式の採用や取組状況の公表を検討していきたい。（日本私立大学連盟、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会）
- ✓ 情報の開示がガバナンスにとって大変重要。（日本私立大学連盟）
- ✓ 公表される役員等名簿について、資格（常務理事等）や所属（職業等）を記載・公表すべき。（日本私立大学教職員組合連合）
- ✓ 財政資料等の写しの交付を義務付けるべき。（日本私立大学教職員組合連合）

2

### 3 (5) 組織に関する訴えの整備

<関連提言>

- ✓ 公益法人及び社会福祉法人のいずれにおいても定められているものと同内容の組織に関する訴えの制度を定めること。（自由民主党行政改革推進本部公益法人等のガバナンス改革検討チーム）

4

### 5 (6) 罰則規定

<関連提言>

- ✓ 役員の違法行為について、公益法人及び社会福祉法人のいずれにおいても定められているものと同内容の罰則を定めること。（自由民主党行政改革推進本部公益法人等のガバナンス改革検討チーム）

6

<団体からの意見>

- ✓ 財政資料等の写しの交付に応じない場合やインターネットによる財政資料の公表を行わない場合について、過料の対象とする。（日本私立大学教職員組合連合）【再掲】

7

### 8 (7) 用語の変更

<関連提言>

- ✓ 「理事長」・「寄附行為」という用語を、公益法人や社会福祉法人同様に、「代表理事」・「定款」へと改めること。（自由民主党行政改革推進本部公益法人等のガバナンス改革検討チーム）

9

<団体からの意見>

- ✓ 社会通用性の観点から、「寄附行為」を「定款」に変更すべき。(日本私立大学教職員組合連合)
- ✓ 内容を表すよう「私立学校法」を「私立学校法人法」に変更すべき。(日本私立大学教職員組合連合)

1

## 2 (8) 解散への所轄庁の関与

<関連提言>

- ✓ 学校法人の解散に際する残余財産の帰属先等について、諸官庁に対する申請及び承認を必要とする仕組み及び学校法人の解散に当たり要する費用等について学校法人に開示させる仕組みを設ける。(自由民主党行政改革推進本部公益法人等のガバナンス改革検討チーム)
- ✓ 上記のような事例や移行法人についての規定、さらに、残余の財産が引き続き公益増進のために活用されることが公益法人制度にとって極めて重要であることを考慮すれば、公益認定の取消し等や解散の際の残余の財産の額や帰属先については、現行の届出のままで良いか、新たな措置が必要か、検討が必要である。(公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議)

3